

徳島県企業管理規程第十三号

徳島県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十一月十八日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

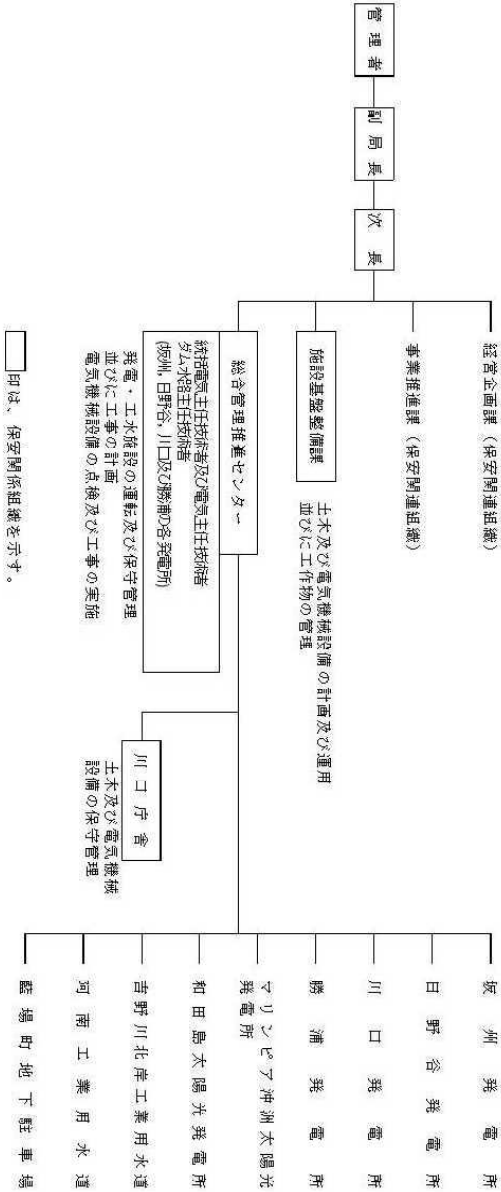
徳島県企業局電気工作物保安規程（平成十一年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表統括電気主任技術者及び電気主任技術者の項中「経営企画課、事業推進課又は総合管理推進センター」を「総合管理推進センター（水力統括）、総合管理推進センター（太陽光統括）、吉野川北岸工業用水道、阿南工業用水道又は藍場町地下駐車場」に改め、同表ダム水路主任技術者の項中「経営企画課、事業推進課又は総合管理推進センター」（坂州、日野谷、川口及び勝浦の各発電所）を「坂州、日野谷、川口及び勝浦の各発電所」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

保安に関する組織及び業務分掌



□印は、保安関係組織を示す。

別表第二中「川口発電所」や「川口発電所（仮設受電設備を含む。）」「勝浦発電所」を「勝浦発電所（仮設受電設備を含む。）」に改める。

附 則

この規程は、令和七年十二月一日から施行する。